

参 考 資 料

1. 諮問・答申

■ 諮問

都 計 第 74 号
令和3年6月23日

蓮田市都市計画審議会
会 長 金 塚 史 朗 様

蓮田市長 中 野 和 信



蓮田市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

このことについて、蓮田市都市計画審議会条例（昭和51年蓮田市条例第17号）第2条第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

■ 答申

都 計 審 第 2 号
令和3年6月23日

蓮田市長 中 野 和 信 様

蓮田市都市計画審議会
会 長 金 塚 史 朗



蓮田市都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和3年6月23日付け都計第74号で諮問のあった蓮田市都市計画マスタープランの改定については、下記のとおりです。

記

原案のとおり異議ありません。

なお、本都市計画マスタープランに即したまちづくりを推進すべく、以下のとおり付帯意見を申し添えます。

（付帯意見）

●本都市計画マスタープランの適切な進行管理を図るため、5年に一度程度、検証を行うとともに、必要があると判断した場合には見直しを行うこと。

●本市の最上位計画である蓮田市総合振興計画と本都市計画マスタープランの計画期間及び目標年次が異なるが、土地利用構想や将来都市構造等について密接に関連していることを鑑み、蓮田市総合振興計画の計画期間を考慮し、本都市計画マスタープランの検証時期及び見直し時期を調整すること。

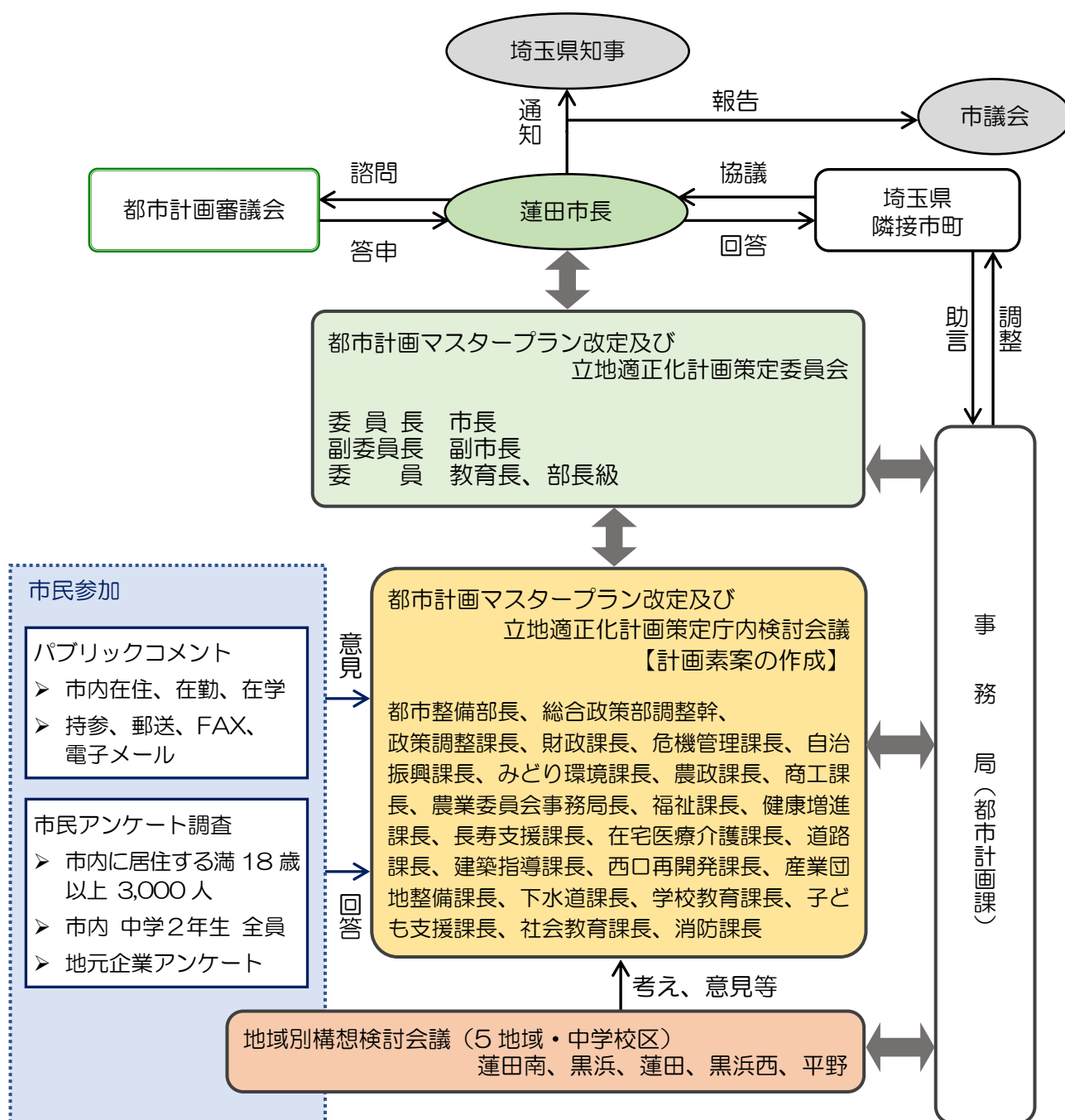
2. 都市計画マスタープランの策定体制

(1) 策定体制

「蓮田市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「策定委員会」「市内検討委員会」を組織し、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行い計画原案の取りまとめを行いました。

また、地域別構想については、市民意向を十分に反映した計画とするため「地域別構想検討会議」を設置しました。

●蓮田市都市計画マスタープラン検討体制図



※ 都市計画審議会へは、諮問のほか、進捗状況を含め随時策定状況を報告する。

(2) 蓮田市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会設置要綱 …

(令和元年 12 月 25 日市長決裁)

(令和 3 年 4 月 30 日最終改正)

蓮田市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 蓮田市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項の規定する立地適正化計画を策定するため、蓮田市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務について検討及び調整を行う。

- (1) マスタープランの改定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に関し必要な事務に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庁内検討会議)

第 6 条 委員会は、マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を円滑に行うため、蓮田市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定庁内検討会議（以下この条において「庁内検討会議」という。）を置くことができる。

2 庁内検討会議は、別表 2 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 庁内検討会議の会議は、都市整備部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

4 庁内検討会議は、必要があると認めるときは、関係者を庁内検討会議の会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の処理を完了した日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

教育長 総合政策部長 総務部長 環境経済部長 健康福祉部長 都市整備部長 上下水道部長 会計管理者 消防長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長 監査委員事務局長 蓮田駅西口行政センター長 参事

別表2（第6条関係）

都市整備部長 総合政策部調整幹 政策調整課長 財政課長 危機管理課長 自治振興課長 みどり環境課長 農政課長 商工課長 農業委員会事務局長 福祉課長 健康増進課長 長寿支援課長 在宅医療介護課長 道路課長 建築指導課長 西口再開発課長 産業団地整備課長 下水道課長 学校教育課長 子ども支援課長 社会教育課長 消防課長

(3) 蓮田市都市計画マスタープラン地域別構想検討会議設置要綱……………

(令和2年4月9日市長決裁)

蓮田市都市計画マスタープラン地域別構想検討会議設置要綱

(設置)

第1条 蓮田市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定における地域別構想について市民の意見を反映するため、蓮田市都市計画マスタープラン地域別構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、マスタープランの地域別構想素案の策定にあたり、各地域別の課題や整備目標、整備方針等の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、40人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の自治組織を代表する者
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員
- (4) 消防団
- (5) P T A連絡協議会
- (6) 商工会
- (7) 農業団体
- (8) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部
- (9) 観光協会
- (10) 地元企業
- (11) 金融機関
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日からマスタープランの原案が確定した日までとする。

(地域別会)

第5条 検討会議に地域別会を置く。

2 地域別会は、市内の中学校区を基本とした5つの地域に分け、それぞれ当該地域の委員をもって組織する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、市長が招集する。

(謝金)

第7条 委員が検討会議の会議に出席したときは、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の処理を完了した日限り、その効力を失う。

(4) 蓮田市都市計画マスタープラン地域別構想検討会議委員名簿……………

(委嘱日～マスタープランの原案が確定した日まで)

(敬称略)

●蓮田南地域

No.	氏名	団体名、主な活動内容など
1	三浦 昌博	桑原第一自治会長
2	増永 美代子	桑原第一 J R 西側・辻谷・新田地区 民生委員・児童委員
3	常見 淳	蓮田市農業委員
4	須賀 雄一	蓮田市消防団副団長
5	加藤 達雄	蓮田南中学校 P T A 会長
6	須賀 章好	蓮田市商工会・(株)須賀酒販
7	森田 浩実	埼玉県宅建協会・(株)藍新
8	清水 淳彦	蓮田市金融団・埼玉縣信用金庫蓮田支店長

●黒浜地域

No.	氏名	団体名、主な活動内容など
1	伊奈 正光	寺前自治会長
2	江澤 ゆり子	前側・後側・療養所官舎地区 民生委員・児童委員
3	吉岡 政広	蓮田市農業委員
4	針谷 廣子	蓮田市消防団団本部
5	黒澤 純	黒浜中学校 P T A 会長
6	山本 孝次	農業団体・黒浜野菜共販
7	関根 昇司	はすだ観光協会・七福米菓関根商店
8	西川 貴将	地元企業・(株)24imagine

●蓮田地域

No.	氏名	団体名、主な活動内容など
1	門井 聡	大陸団地自治会長
2	爪川 富夫	上閨戸(山崎・栗崎)・閨戸浮張地区 民生委員・児童委員
3	寺田 進	蓮田市農業委員
4	川島 克明	蓮田市消防団第3分団班長
5	細井 幹郎	蓮田中学校 P T A 会長
6	染谷 益夫	農業団体・閨戸土地改良組合
7	小林 謙二	はすだ観光協会・小林自動車
8	茶畑 正一	地元企業・(株)シー・ピーケー

●黒浜西地域

No.	氏名	団体名、主な活動内容など
1	大塚 武夫	西城自治会長
2	宮下 よね子	西新宿4丁目地区 民生委員・児童委員
3	齋藤 博司	蓮田市農業委員
4	宮澤 猛	蓮田市消防団第5分団分団長
5	小池 祐子	黒浜西中学校PTA会長
6	舟山 清志	蓮田市商工会・山一化成(株)
7	小森 豊政	地元企業・(株)小森工務店
8	小森 敏一	地元企業・(株)登志工務店

●平野地域

No.	氏名	団体名、主な活動内容など
1	小山 立夫	上平野下自治会長
2	木村 久	高虫地区 民生委員・児童委員
3	萩原 和夫	蓮田市農業委員
4	寺澤 亜希子	蓮田市消防団団本部
5	小山 亜樹子	平野中学校PTA会長
6	山口 実	農業団体・農事組合法人駒崎転作組合
7	渋谷 昭子	地元企業・(株)渋谷農園キュイキュイ
8	相原 浩	金融機関・地元企業・J A南彩平野支店長

地域別構想検討会議の様子



(5) 蓮田市都市計画審議会委員名簿

(敬称略)

●蓮田市都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	選任区分	区分
会長	金塚 史朗	学識経験者	1号委員
副会長	本澤 秀一	公共的団体の長が推薦する者	1号委員
	石井 文枝	学識経験者	1号委員
	梅國 智子	学識経験者	1号委員
	大沢 昌玄	学識経験者	1号委員
	門井 隆	学識経験者	1号委員
	田部井 穂人	公共的団体の長が推薦する者	1号委員
	藤村 茂樹	学識経験者	1号委員
	石川 誠司	蓮田市議会議員	2号委員
	菊池 義人	蓮田市議会議員	2号委員

3. 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

都市計画マスタープランの主要な検討・策定の経緯等は、次のとおりです。

●経緯

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
令和2年1月21日	第1回庁内検討会議	・都市計画マスタープランについて ・市民意識調査（アンケート）について
令和2年3月26日	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランについて ・市民意識調査（アンケート）について
令和2年6月8日	第2回庁内検討会議	・全体構想（素案）
令和2年6月29日	第2回策定委員会	・全体構想（素案）
令和2年8月20日	都市計画審議会	・全体構想（素案）
令和2年9月1日 ～9月4日	第1回地域別構想 検討会議	・都市計画マスタープランの概要と今後の進 め方について ・地域の現況と課題について
令和2年10月6日 ～10月9日	第2回地域別構想 検討会議	・地域の問題・方向性等について
令和2年10月7日	第3回庁内検討会議	・全体構想（素案）
令和2年11月9日 ～11月12日	第3回地域別構想 検討会議	・地域別構想素案について
令和2年11月17日	第3回策定委員会	・全体構想（素案）
令和2年12月18日	近隣市町協議	・さいたま市、上尾市、久喜市、桶川市、白 岡市、伊奈町
令和2年12月24日	第4回庁内検討会議	・都市計画マスタープラン（素案）
令和2年12月25日	都市計画審議会	・全体構想（素案）
令和3年1月20日	第4回策定委員会	・都市計画マスタープラン（素案）
令和3年2月18日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン（素案）
令和3年3月15日	第5回策定委員会	・都市計画マスタープラン（原案）
令和3年3月24日 ～4月23日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン（原案）
令和3年5月6日 ～5月12日	第5回庁内検討会議 （書面開催）	・都市計画マスタープラン（案）
令和3年5月26日	第6回策定委員会	・都市計画マスタープラン（案）
令和3年6月23日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン（案）諮問・答申
令和3年7月	公表	・都市計画マスタープラン決定

●市民意識調査（アンケート）の実施状況

項 目	内 容
①調査地域・対象	市内に居住する満 18 歳以上
②調査票の配布数	3,000 通（うち有効配布数 2,994 通）
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	令和元年 10 月～11 月
⑤調査票回収数	1,207 通（回収率 40.3%）

●中学生アンケートの実施状況

項 目	内 容
①調査地域・対象	市内の中学校に通学する中学 2 年生全員
②調査時期	令和元年 10 月～11 月
③調査票回収数	484 通

●パブリックコメント

「蓮田市都市計画マスタープラン(原案)」に対する意見募集について、次のとおり実施しました。

- ① 実施時期等
 - ・意見募集期間：令和 3 年 3 月 24 日から令和 3 年 4 月 23 日まで
 - ・ 関 覧 場 所：市ホームページ、
市役所都市計画課・行政資料コーナー、
図書館、中央公民館、農業者トレーニングセンター、
ハストピア（総合文化会館）
 - ・意見提出方法：郵送、持参、電子メール、ファックス
- ② 意見提出者… 3 人
- ③ 意見件数… 15 件

4. 蓮田市都市計画マスタープラン用語解説

あ 行 ……………

アクセス

その場所に接近すること。また、交通の便。道路の場合、入り口への連絡道路や取り付け道路のことをいう。アクセス道路・アプローチ道路は幹線道路や駅前広場、大規模な開発地等に連絡する道路をいう。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

延焼遮断空間

道路や河川、鉄道、公園等、市街地の火災の延焼を防止する空間。

オープンスペース

常時自由又は立ち入り制限はあるが、空間的に開放的な地表面及びその付近に広がりを持つ場所。具体的には、公園・広場・河川など建物によって覆われていない土地の総称をいう。都市計画法の用語として「公共空地」という言い方がある。

汚水処理人口の普及率

汚水処理がなされている人口の総人口に対する割合。

か 行 ……………

開発許可

都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備などの必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保すること、この二つの役割を果たす目的で創設された制度のこと。

開発行為

都市計画法上の規定では、建物等の建築のために土地の区画や形質を変更することを指す。具体的には道路や水路の新設、改廃や土地の盛土、切土などを行うこと。

街路

歩行者や自動車の通行機能を果たす施設で、市街地内の道路を総称して「街路」、狭義には都市計画道路のことを指している。街路は都市機能の円滑かつ迅速な運営が行われるよう配置される。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

環境基本計画

蓮田市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

既成市街地

一般的には、都市において既に道路が整備され、建物が連担するなどして市街地が形成されている地域をいう。

既存集落区域

市街化調整区域において、おおむね50以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連担している地域のうち市長が指定する土地の区域で、住宅等は一定の要件及び他法令に適合すれば建築可能。

協調建て替え

建物の高さを揃えたり、敷地距離から壁面を一定距離後退させる等により良い環境を育成するためのルールを作り、それに沿って個別の敷地単位で建築物の建て替えを行うこと。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを市民・事業者・行政が協力して進めることを指す。

共同建て替え

複数の土地権利者が敷地を共同化して建築物を建て替えること。代表的な共同建て替えの手法としては、市街地再開発事業がある。

橋りょう長寿命化修繕計画

これまでの事後的な対応から計画的かつ予防的な対応へと円滑な政策転換を行い、橋梁の長寿命化を図ることにより、維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした計画。

局地的大雨（ゲリラ豪雨）

道路冠水や家屋の浸水被害をもたらす予測が困難な局地的な大雨のこと。

区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

国指定史跡

貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史・学術上価値が高く、国によって指定されたもの。

景観

目の前の環境を一目見て得た視覚的印象をいう。また、この見ることを介して他の多くの人々と環境を意識するプロセスのこと。

公共下水道

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川や海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。市街地の人口分布状況などから計画区域が設定され、事業認可が下りた箇所（公共下水道認可区域）から事業が開始される。

公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の運営を総合的かつ計画的に管理するための計画。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。

交通政策審議会

国土交通省設置法に基づき国土交通省内に設置された審議会等の一つで、国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議し、関係各大臣に意見陳述するための組織。

高齢化社会・高齢社会・超高齢社会

人口構成に占める高齢者の割合の高い社会をいう。国連の定義では65歳以上の高齢者が人口に占める割合が7%を超えた社会を高齢化社会といい、日本は1970年代から高齢化社会に入った。14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という。

コワーキングスペース

異なる業種や年代の人たちが集まり、それぞれの仕事をする中でアイデアや知識、技能を共有する場所。

コンパクト・プラス・ネットワーク

行政や医療・介護、福祉、商業、金融、エネルギー供給等生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に集約することで「まとまり」をつくり、交通や情報ネットワークによって「まとまり」同士を結ぶ「つながり」をつくること。

さ　行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

サイン

目印・表示・標識などをいうが、特に、不特定多数の利用者を対象にして公共機関が設置し、日常社会生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝えるものとして「公的サイン」がある。

シェアオフィス

複数の企業や個人が働く環境を共有するオフィスのこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可されることとなっている。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行う事業。

市民緑地制度

土地所有者や建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で、これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

浚せつ

水底をさらって土砂などを取り除くこと。

親水

水辺と人との関わり合うことを広く「親水」と呼んでいる。近年、水辺に求められる機能として、治水、利水等の各機能と並んで親水機能がある。水辺の持つレクリエーション機能、心理的満足機能、空間機能、防災機能などを併せた機能が考えられている。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上又はサービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)、バスストップ(BS)に設置されているETC専用のインターチェンジ(IC)のこと。

生産緑地法

緑地の有する環境機能などを考慮し、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成する目的で制定された土地制度。市街化区域内において保全していくべき農地が、生産緑地地区として都市計画で指定されている。

ゾーン 30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する。

た 行

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため、地区居住者の意向を反映して定める計画をいう。

超低床ノンステップバス

障がい者や高齢者などが、車椅子などに乗ったまま乗り降りできるようにバスの床が低くなっているもの。その他に備付けのリフトにより乗降するリフト付きバスもある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことをいう。

透水性舗装

雨水を舗装体を通して、直接地中に浸透させる工法。地下水を蓄える、街路樹の保護育成、雨天時の歩行者の快適性、雨水の流出抑制等に効果がある。

都市型住宅地

周辺環境に調和した土地の有効利用により、良好な市街地を形成する多層型集合住宅、また多機能が一体化した住宅。既成市街地では十分な敷地の確保は困難なケースが多いが、経済性や居住環境などの問題を克服するために、連棟式のテラスハウスや重層式のアパート・マンションなどのように共同化することによって、市街地での居住に適合させるように建設される住宅を総称して都市型住宅という。

都市基幹公園・緑地

都市公園・緑地（都市公園法で位置づけられている公園・緑地）のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園・緑地。

都市機能

都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組み、働きのことを都市機能という。都市機能は、商業、工業、金融、交通、政治、文化、教育、厚生等に分かれ、これらの中心にあることが都市の機能とされる。

都市基盤施設

道路、鉄道、公園、上下水道、河川などの都市の骨格を形成する都市施設を指す。「インフラストラクチャー」という使い方をすることもある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域をいう。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。

都市計画決定

都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容の決定をすることをいう。これにより法定都市計画として位置づけられ事業化が図られる。一般的に都道府県が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

都市計画道路

都市施設のうち、都市計画によって定められた道路を指す。

都市景観

都市は、建物、道路、橋、水、緑など様々な要素から成り立っており、また人々の活動の場となっている。都市景観とは、このような外部空間の見え方であるとともに、多くの人々が視覚的に共有する空間をいう。

都市施設

都市施設には、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

都市づくり

都市計画法に基づいて、行政と市民が様々な方法で都市を創っていく過程の総称。

土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業。

な 行

ネットワーク

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の農業集落地で実施する汚水処理事業のこと。

農業振興地域・農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域で、都道府県知事が指定した区域をいう。「農振地域」と略称される。

農業振興地域の中で、今後とも長期的に農業上の利用を確保すべき土地として設定された区域を「農用地区域」という。

農地の流動化・集団化

生産性を高めるため、農地の売買や貸借を盛んにすることで経営規模を拡大すること。

は 行

パークアンドライド

「駐車」のパークと「乗る」のライドを組み合わせた造語であり、一般的には自宅から最寄りの鉄道駅まで自家用車を利用し、そこに駐車して目的地まで公共交通機関を利用して移動する方法を指す。

バックウォーター現象

河川や用水路などにおいて、下流側の水位の変化が上流側の水位に影響を及ぼす現象。

バリアフリー

バリアとは障壁であり、障がい者等の存在や行動を差別したり、妨害するものを意味する。バリアフリーとは、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的なバリア、そして社会的な制度におけるバリア等を全て取り除くという考え方をいう。

ビオトープ

自然環境を保全あるいは創造する際の基本となる単位であると同時に、野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間をいう。人間によって破壊された身近な自然環境を積極的に復元していくという意味もある。

避難路

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるような道路、緑地又は緑道を配置したもの。

防火地域・準防火地域

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、商業施設が集積する地区等において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定する。

ま 行

道の駅

安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設で、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの「休憩機能」、道路情報、観光情報、緊急医療情報などの「情報提供機能」、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る「地域連携機能」を備える。

緑のトラスト

埼玉の優れた自然等を県民共有の財産として末永く保全していくことを目的として、「さいたま緑のトラスト協会」が、県民からの寄附金や寄贈により土地等を取得したりする運動を緑のトラスト運動という。これにより、黒浜沼約6.6haが平成21年度に第11号地として確保されている。

最寄り品

日用品や食料品など、購買頻度が高く消費者が時間をかけずに購入するような商品のこと。一方、機能や品質、価格などをかなり考慮していろいろな店舗で見比べて購入する家電、衣料品、家具などを買い回り品という。

や 行

遊水地・調節池・調整池

河川沿いの低地など、土地の形態から自然に湛水して結果的に洪水調節機能を持つものを遊水地という。また、河川が氾濫しないように一時的に洪水を溜めておく遊水地の池底より掘り下げたものを調節池といい、住宅や工業団地など開発行為に伴い雨水、排水をストックするために設けられるものを調整池という。

ユニバーサルデザイン

空間や道具等をデザインするにあたって、障がい者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。

用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。

ら 行

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信等の都市生活や都市活動を支えるために、地域に張り巡らされている供給処理・情報通信の施設をいう。

流域下水道

河川流域内の2市町村以上にわたる区域から発生する下水を、行政界にとらわれず効率的に集め、公共用水域に安全に処理して放流する施設。



蓮田駅



蓮田駅夜景